

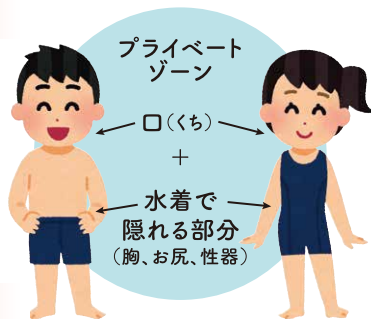
保護者の皆さんへ

子供を性犯罪・性暴力の被害から未然に守るために、日頃からコミュニケーションを取り、性被害の危険性を教えること、子供の異変やSOSにいち早く気付くことが大切です。異変を感じたら、保護者の方もご相談ください。



家庭で教えてほしいこと

- 自分のプライベートゾーンは見せない・触らせない
相手のプライベートゾーンも見ない・触らない
- 「嫌だ」「やめて」と言ってい
- 自分は大切に扱われる存在であり、
また相手も大切に扱われるべき存在
- 心配なこと、不安なことは何でも話してほしい



もし子供が被害に遭ったら…

- 「話してくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」と伝え、話を信じて聞き、絶対に子供を責めないでください。
- 何度も繰り返し詳しく聞きすぎず(聞き過ぎることで記憶に影響してしまう場合があります)、早めの警察への相談、場合によっては医療機関を受診してください。

困った時の相談窓口(行政機関)

警察相談専用電話

#9110

※最寄りの警察本部の
相談窓口につながります。

24時間受付

性犯罪被害110番

#8103

24時間受付

性犯罪・性暴力被害者の
ためのワンストップ
支援センター

#8891

24時間受付

Cure time(キュアタイム)
性暴力に関するSNS相談(チャット)

<https://curetime.jp>

受付: 毎日17:00~21:00



ぴったり相談窓口

子供の性被害などに関する
相談窓口を案内するWebサイト

「さくまる」が、あなたにぴったりな
相談窓口へのご案内をサポートします。

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/>



24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310

24時間受付

青森少年サポートセンター
新町センター

0120-58-7867

受付: 月~金曜 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)

あなたは悪く
ありません。
ひとりで悩まず、
まずは相談して
ください。



青森県警察・少年サポートセンター

STOP! 性犯罪!

~自分や相手の心と身体を大切に~



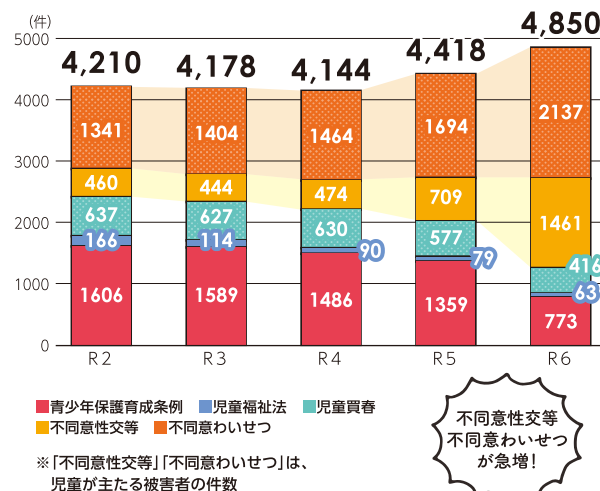
青森県警察シンボルマスコット
「アビーくん」「レビーちゃん」

性犯罪・性暴力とは

同意のない性的な行為はすべて性暴力で、犯罪行為となり得ます。被害者の心を深く傷つけ、長期にわたって苦しみを与え続ける悪質で重大な犯罪です。

性犯罪の現状について

過去5年間における
児童買春事犯等の検挙件数(全国)

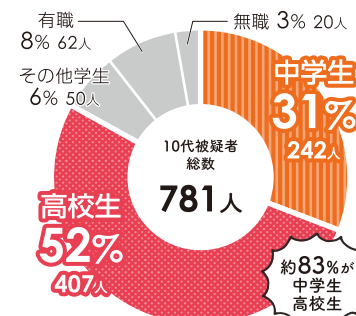


児童ポルノ事犯検挙人員

令和6年 1,424人

※児童ポルノとは、18歳未満の子供の性的な画像等をいう。
1,424人のうち、10代被疑者が781人

R6 10代被疑者学職別



実際に起きているケース

ケース1 裸の写真が拡散され、不登校に…



ケース2 SNSのDMで裸の写真を送信したら…



ケース3 食事だけの約束だったのに…



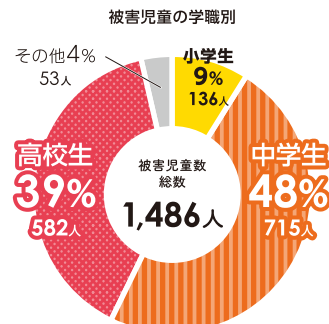
令和6年 SNSに起因する犯罪被害について

令和6年中、全国でSNSの利用がきっかけで犯罪被害に遭った児童は1,486人でした。

被害児童を学職別でみると、中学生及び高校生が約87%を占めています。

また、小学生の割合は増加傾向にあり、低年齢化しています。

※主な対象犯罪は、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（不同意性交等、略取誘拐、不同意わいせつなど）。



裸・下着の写真や動画は撮らない・送らない・保存しない



自分の裸や下着の写真を撮ったり送ったりしない!



相手に裸や下着の写真を送らせたり、SNSに投稿したりしない!



誰かの性的な写真等が送られてきたら、そのままにせず信頼できる大人に相談する!

裸の写真 送ってよ



保存しておこう!



みんなに写真を拡散しちゃえ!!

児童ポルノ提供、製造、輸入等
▶3年以下の拘禁刑 又は 300万円以下の罰金
不特定多数の者に提供、公然陳列
▶5年以下の拘禁刑 若しくは 500万円以下の罰金 又は これを併科
元交際者の性的な画像を提供
いわゆる リベンジポルノ防止法
▶3年以下の拘禁刑 又は 50万円以下の罰金

■児童ポルノ所持 等 ▶1年以下の拘禁刑 又は 100万円以下の罰金

法律を知ることが大切です。やってしまったから「知らなかった」では済まされません。また、一度ネット上にアップされた写真等を完全に削除することはできません(デジタルタトゥー)。

中学生・高校生の皆さんへ

性暴力は、被害にあった人の心と身体を傷つけます。「知っている人」からの被害や「男の子」が被害者になることもあります。そのため、誰にも相談できない、私が我慢すればいい、「イヤ」と言えないなど、被害を申告することができず、事態が深刻化してしまうおそれがあります。

自分にも悪いところがあったかもしれない

大切な人を悲しませたくない

加害者から口止めされたり、脅かされていて話せない

性暴力の被害者と加害者を生まないために大切なこと

文部科学省:生命(いのち)の安全教育より

自分を大切に

相手を大切に

暴力をゆるさない

例えば…

- 着替え、トイレ、入浴をのぞかれた
- 抱きつかれた、キスされた
- 服を脱がされた
- 電車やバスの中で痴漢にあった
- 盗撮された
- 性的なことを言われた

ひとりで抱え込まず、信用できる大人に相談しよう

